きそネット

水と緑のふるさとづくり

第26号
発行／平成21年10月15日
長野県木曽広域連合

全国過疎問題シンポジウム2009 in ながの

過疎地域自立活性化優良事例表彰、総務大臣賞を受賞

全国過疎問題シンポジウム2009が、7月8日から木曽文化公園で開催されました。木曽広域連合は、過疎地域自立活性化の優良事例として総務大臣表彰を受賞しました。過疎地域の中にあっても、活性化を実現している優良事例として表彰されたもので、広域連合の受賞は全国で初めてとなりました。評価のポイントとして、

①公共サイン事業において景観形成の整備を図り、観光客の誘導など自治体を超えた情報提供を可能にしたこと。

②ＣＡＴＶ事業において地域内公共施設を結ぶネットワークが整備され、区域内の加入率が95％を超え、様々な情報伝達が可能となり、住民の生活に大きな役割を果たしていること。

③木曽川上下流交流事業において山林の持つ役割として水資源の確保や災害の抑止など、都市住民の過疎地域に対する理解を深め、全国展開が期待される「流域協定」等に基づく「自然との共生」の先駆的活動として注目されていること。

が挙げられました。

木曽危険物安全協会から車両寄贈

創立30周年を迎えた木曽危険物安全協会から、消防本部に車両を寄贈していただきました。同協会は記念事業の一環として他に、車椅子14台を市町村や社会福祉施設などに寄贈されています。

寄贈していただきました車両は、木曽消防署において検査や防災訓練、各種講習会などに有効利用させていただきます。

（写真は平成21年9月11日（金）贈呈式）

CONTENTS

人事行政の運営等の状況……2
議会だより……3
平成20年度決算の概要……3
水源の森応援隊……4
デジタル放送に関する国の支援……4
プラスチック製容器分別回収……5
木曽のごみ処理施設統合……6・7
住宅用火災警報器……8

木曽広域連合平成20年度人事行政の運営等の状況

地方公務員法及び木曽広域連合の条例の規定により次のとおり公表します。

1．職員の任免及び職員数に関する状況

（1）任免の状況

平成20年度中の退職者	3名
平成20年度中の採用者	2名

（2）職員の状況

区　分	平成20年4月1日現在職員数			平成20年度末職員数
		うち採用者	うち退職者	
連合長部局	69人	1人	3人	66人
消防本部	63人	1人	−	63人
議会事務局	1人	−	−	1人
計	133人	2人	3人	130人

2．職員の給与の状況

（1）人件費の状況（平成20年度決算）

圏域内人口（平成21年3月）	32,016人
歳出総額	62億3,817万円
人件費（※）	10億8,797万円
人件費率	17.4%

※人件費には、議会議員及び非常勤特別職の報酬、職員の給与、退職手当組合負担金などが含まれています。

（2）職員給与費の状況（平成20年度決算）

給料	4億9,814万円
職員手当	1億9,640万円
期末勤勉手当	2億673万円
計	9億127万円

（3）初任給基準（一般行政職）

区　分	木曽広域連合		国	
	級号俸	月　額	級号俸	月　額
大学卒	1-25	172,200円	1-25	172,200円
高校卒	1-5	140,100円	1-5	140,100円

（4）平均年齢、平均給与月額及び平均経験年数

平均年齢	43歳5ヶ月
平均給与月額	387,882円
平均経験年数	17年7ヶ月

3．職員の勤務時間その他勤務条件に関する状況

（1）勤務時間の状況（平成20年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始　業	終　業	休息時間	休憩時間	週休日
40時間	8時30分	17時30分	なし	12時〜13時	土・日曜日

（2）年次有給休暇の取得状況（平成20年）

総給付日数	総取得日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数
5,147日	1,312日	131人	10.0日

（3）休暇等の状況（平成20年4月1日現在）

区　分	内　容
年次有給休暇	年20日　20日以内の残を繰越
療養休暇	負傷または疾病　90日以内
忌引	配偶者、父母＝7日、子＝5日、祖父母＝3日　他
結婚の休暇	連続する5日以内
夏季休暇	7月から10月の4日間
特別休暇（その他のもの）	・産前産後　各8週間 ・育児休暇 生後満1年に達しない乳児を育てる場合1日2回 ・妻の出産休暇 2日 ・ボランティア　年5日 その他 骨髄移植のための休暇など

（4）育児休業及び介護休暇等の取得状況　　ア　育児休業　2人（女性職員）　　イ　介護休暇　なし

4．職員の分限及び懲戒処分の状況（平成20年度）

（1）分限処分　なし　　（2）懲戒処分　なし

5．職員研修の状況（平成20年度）

研修区分	受講者数	研修内容
研修所研修	4人	長野県市町村職員研修センター等における研修
専門研修	消防　23人　その他20人	専門知識及び技術などの習得のための研修

6．職員の福祉及び利益の保護状況

区　分	受診者数	内容等
健康診断	63人	年1回（臨時職員含む）夜勤者は年2回
人間ドック	102人	30歳以上

7．公平委員会に係る業務の状況

勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てについては該当なし

木曽広域連合議会だより

平成21年第2回定例会（5月26日）

▼一般質問は、1名の議員より通告があり、次の内容について質疑が行われました。

・木曽広域連合消防職員募集について

▼議案審議では、条例の一部改正1件、承認事項として専決処分の承認1件、平成21年度補正予算2件、及び平成20年度一般会計繰越明許費の報告が1件あり、それぞれ原案通り可決されました。

平成21年第3回定例会（8月28日）

平成20年度一般会計及び特別会計の決算認定が行われました。山下代表監査委員から決算の講評をいただきました。

▼また、議案審議では、補正予算に関するものが3件のほか、条例の一部改正2件、条例の制定2件、規約の変更・廃止に関するものが4件、議会の議決1件、それぞれ原案通り可決されました。

平成20年度決算の概要

8月28日開催の第3回定例会において、平成20年度一般会計・特別会計決算が認定されました。その概要は、以下のとおりです。

一般会計

歳入	決算額（千円）	構成比(%)	歳出	決算額（千円）	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出	
分担金及び負担金	2,057,874	68.0	議会費	25,098	0.9	ふるさと基金積立金（再出資分）	20,000
使用料及び手数料	506,054	16.7	総務費	778,277	26.3	木曽寮設備基金積立金	7,643
国庫支出金	54,399	1.8	民生費	282,190	9.5	北部クリーンセンター施設補修	69,452
県支出金	6,893	0.2	衛生費	883,079	29.9	〈特別会計からの移行事業〉	
財産収入	5,342	0.2	農林水産業費	32,811	1.1	伝送路補強工事（繰越事業）	38,132
寄附金	82,743	2.7	消防費	559,552	18.9	情報通信システム構築委託料	52,080
繰入金	16,574	0.6	教育費	110,241	3.7	高度情報化施設整備事業	
繰越金	190,060	6.3	公債費	287,307	9.7	設備工事	35,258
諸収入	105,146	3.5				〈新規事業〉	
合計	3,025,085	100	合計	2,958,555	100	奨学資金基金繰出金	20,714
前年度比較	485,550	19.1%	前年度比較	526,585	21.7%	公共土木事業基金積立金	75,000

◆20年度決算額は前年度に比べ、情報事業特別会計の移行、土木振興会業務の21年度からの広域連合移行に伴う準備経費などにより、歳入歳出とも大きな伸びを示しました。

木曽寮特別会計

歳入	決算額（千円）	構成比(%)	歳出	決算額（千円）	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出	
サービス収入	136,937	64.3	総務費	135,942	65.9	リフト車更新	4,569
繰入金	66,510	31.2	サービス事業費	27,876	13.5	業務用乾燥機購入	830
繰越金	9,184	4.3	公債費	42,545	20.6	入所者視聴用液晶テレビ購入	528
諸収入	443	0.2				排煙窓工事	510
合計	213,074	100	合計	206,363	100		
前年度比較	3,904	1.9%	前年度比較	6,377	3.2%		

◆20年度の利用率は長期入所が97.9%（対前年度0.7ポイント減）、短期入所が75.9%（対前年度7.8ポイント減）となっています。

介護保険特別会計

歳入	決算額（千円）	構成比(%)	歳出	決算額（千円）	構成比(%)	歳出のうち臨時的な支出	
保険料	491,982	15.7	総務費	78,488	2.5	介護従事者処遇改善	
分担金及び負担金	469,357	15.0	保険給付費	2,810,776	91.5	臨時特例基金積立金	28,431
使用料及び手数料	45	0.0	財政安定化基金拠出金	2,931	0.1		
国庫支出金	779,939	24.9	地域支援事業	91,812	3.0	介護保険システム改修委託料	3,150
支払基金交付金	880,769	28.2	基金積立金	44,245	1.4		
県支出金	425,358	13.6	諸支出金	44,999	1.5		
財産収入	220	0.0					
繰入金	3,000	0.1					
繰越金	68,348	2.2					
諸収入	9,681	0.3					
合計	3,128,699	100	合計	3,073,251	100		
前年度比較	119,653	4.0%	前年度比較	132,553	4.5%		

◆第1号被保険者（65歳以上）は対前年度0.6%の増となり、第1号被保険者に占める要介護認定者も同0.5%の増となっています。また、サービス受給者数では同5.1%、給付費で同5.2%それぞれ増の状況となっています。高齢化の進行により介護サービスの利用が増えています。

第4回 木曽川 水源の森応援隊 活躍

木曽川を通じて交流のある愛知県の住民119名が、9月26日「水源の森　応援隊」として王滝村九蔵の村有林を訪れました。参加された方は、愛知中部水道企業団管内（豊明市、日進市、東郷町、長久手町、三好町）の住民や水道工事店組合の方で、当日は夏を思わせる暑い中、下刈や枝打ち等の森林整備に汗を流しました。作業終了後は松原スポーツ公園で、ヒノキ箸作りやヒノキの枝を使った工作をして、水源の里での1日を満喫しました。

木曽広域連合は、愛知中部水道企業団と平成15年に「水源の森　森林整備協定」を締結し、双方の基金による木曽郡の森林整備を実施すると共に、木曽川下流域との交流を進めています。

▲地上デジタル放送に関する国からの支援のお知らせ▼

2011年7月24日に地上アナログ放送が終了するため、ケーブルテレビに加入、非加入にかかわらず、アナログテレビでは一般的なテレビ放送をご覧いただくことができなくなります。総務省では経済的な理由などにより地上デジタル放送が見られない世帯に対して、簡易なチューナーを無償給付いたします。

対象となる世帯は「**ＮＨＫの受信料の全額免除を受けている世帯**（生活保護世帯、市町村民税が非課税となる障害者の世帯等）」で「**地上デジタル放送に対応した機器を持っていない世帯**」です。支援の方法は現物給付で1世帯1台のみ（1回限り）となり、ご自身で購入したチューナー等の費用の精算はできません。

支援を希望される方、ご不明な点につきましては**各町村役場へご相談ください。**

あなたは**生活保護世帯または市町村民税が非課税となる障害者世帯**ですか？
→ はい：次へ／いいえ：支援の対象になりません。

あなたのテレビ（またはＤＶＤなどの録画機器）は**デジタル対応**ですか？
→ いいえ：次へ／はい：支援の対象になりません。

あなたは**ＮＨＫの受信料の全額免除**を受けていますか？
→ はい：次へ／いいえ：受信契約の免除について役場にご相談ください。

支援の対象になります。
役場窓口にてご相談・申請してください。

平成22年4月1日から　　福祉環境課環境係からのお知らせ

プラスチック製容器包装の分別回収が始まります

容器包装とは、製品が入っている容器や、製品を包んである包装で、製品を使った時に不要になるもののことです。そのうち、プラスチック・ビニール製のものが分別回収の対象になります。そのようなプラスチック製の容器包装（プラ容器）には、目印に、「プラマーク」が付いています。

対象は、この「プラマーク」のある、プラスチック・ビニール製の容器・包装です。

◎プラスチック製容器包装の対象（例）◎

プラ製ボトル類

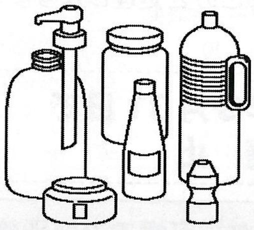

プラ製袋・フィルム類

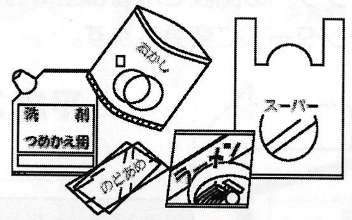

プラ・発泡製カップ類

プラ製パック・トレイ類

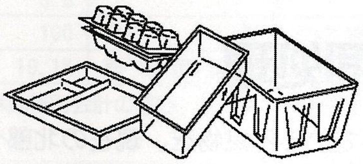

チューブ容器類

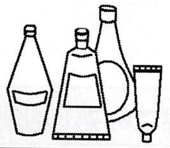

あみ・ネット類

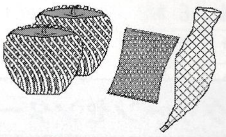

プラ製ふた類

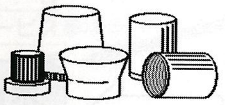

× 対 象 外 ×

ペットボトル

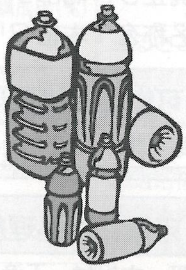

発泡スチロール

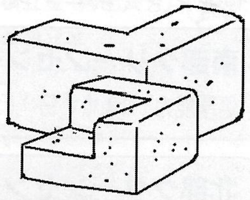

在宅医療廃棄物

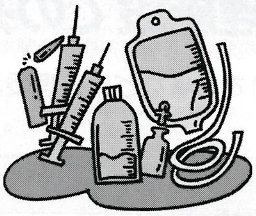

危 険 品

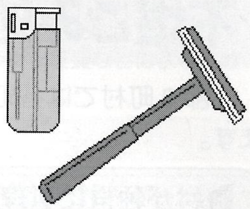

プラマークのないものは、全て対象外です。
絶対にプラ容器に混ぜないでください。

☆プラスチック製容器包装の収集日

毎月2回、第2週目と第4週目の、木・金曜日の可燃ごみ収集日が、プラスチック製容器包装の回収日（プラの日）に変更になります。平成22年度の収集予定表で、プラと書かれている日です。（配られたら、ご確認ください。）プラの日は可燃ごみの収集はありませんので、ご注意ください。（生ごみは回収されます。）

☆出し方

①分別する
- プラマークがあるか
- 対象外ではないか

※迷ったらごみへ

②きれいにする
- 汚れていれば拭くか水洗い
- キャップなどは外す
- キレイならそのまま

③指定袋に入れる

指定袋は新しく販売される黄色い文字の「プラスチック製容器包装指定袋」10枚入200円です。

×レジ袋などに入れて指定袋に入れないでください。

④「プラ」の日に出す

ごみステーションに出してください。

- 分別できていなければ集めません。
- 指定日以外は集めません。

①→ マークがない 分からない
②→ 汚れ、臭いが 取れない

一般ごみとして出す。

町村・地区ごとに説明会を開催中です。（地域によってはこれから）詳細については、説明会でご確認ください。

木曽のごみ処理と環境のため、皆様のご理解とご協力をおねがいします。

平成22年4月1日から

福祉環境課環境係からのお知らせ

木曽のごみ処理施設が統合されます

木曽郡内のごみ処理は、上松町・南木曽町・大桑村（南部３町村）は大桑にある南部クリーンセンターで、木曽町・木祖村・王滝村（北部３町村）は木曽町にある北部クリーンセンターで行ってきましたが、平成22年４月１日より現在の北部クリーンセンターに統合し、名称を「木曽クリーンセンター」と改め、木曽郡内の全町村のごみ処理を行うこととなりました。それに伴い、建設から26年経過し老朽化した南部クリーンセンターを廃止します。

統合により、木曽郡の南北で異なっていたごみの収集・処理方式、分別の統一が図られ、懸案だった木曽のごみ処理広域化が推進されます。

可燃ごみ処理施設の統合

・南部クリーンセンターを廃止し、北部クリーンセンターの施設で木曽郡全町村の可燃ごみを処理します。
・北部クリーンセンターの名称を「木曽クリーンセンター」に変更します。

南部クリーンセンター可燃ごみ処理施設
処理能力：13ｔ/日　上松町・南木曽町・大桑村
→ **平成22年3月31日で廃　止**

北部クリーンセンター可燃ごみ処理施設
処理能力：40ｔ/日　木曽町・木祖村・王滝村
→ 名称変更 → **木曽クリーンセンター可燃ごみ処理施設**
木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村

不燃ごみ処理施設での共同処理

南部３町村では各町村で業者などに処理委託している不燃物を、現在の北部クリーンセンターで共同処理します。

町村が独自に処理
上松町・南木曽町・大桑村

北部クリーンセンター不燃ごみ処理施設
処理能力：15ｔ/日　木曽町・木祖村・王滝村
→ 名称変更 → **木曽クリーンセンター不燃ごみ処理施設**
木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村

木曽の可燃ごみ処理の状況

リサイクルの推進等により、木曽の可燃ごみ処理量は減少しています。

平成12年度には約51ｔあった1日当たりの焼却量が、平成20年度には約30ｔまで、約20ｔ減少しました。（40％の減）

これは、木曽に住む皆様の環境への関心の高さとご努力の成果が形として表れたものです。

ごみの減量によって、木曽郡内全体の可燃ごみを、現在の北部クリーンセンター（処理能力40ｔ/日）だけで処理できるようになりました。

木曽郡内の１日当たりの可燃ごみ処理量推移

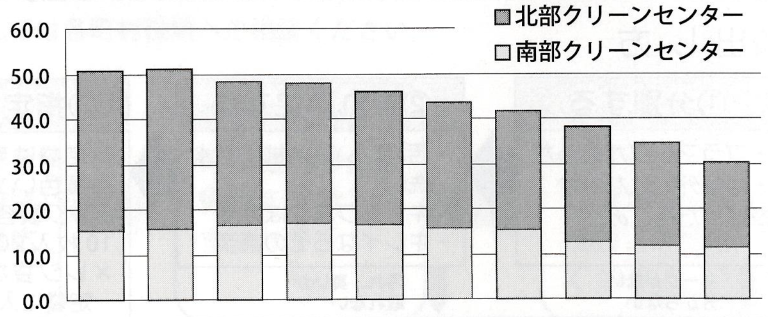

単位：ｔ	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
北部CC	35.1	35.3	31.5	31.1	29.2	27.7	26.6	25.4	22.4	18.6
南部CC	15.4	15.6	16.6	16.8	16.5	15.7	15.1	12.7	12.0	11.5
木曽全域	50.5	51.0	48.1	47.9	45.7	43.4	41.7	38.1	34.4	30.1

南部3町村で変わること

証紙種類	価格（1枚）	字の色
燃えるごみ指定袋 大	60円	赤色
燃えるごみ指定袋 小	30円	赤色
燃えないごみ指定袋 大	60円	青色
燃えないごみ指定袋 小	30円	青色
ごみ証紙（ごみ処理券）	60円	赤色
生ごみ指定袋	20円	緑色

①指定袋・ごみ処理手数料が統一されます。

- ○　北部クリーンセンターの指定袋と同じ袋になり、ごみ処理手数料（指定袋の価格）も統一されます。
- ○　南部町村でも証紙方式が導入され、証紙が印刷されます。
- ○　南部町村でも不燃物指定袋が導入され、有料化されます。

②不燃ごみの分別方法が統一されます。

粗大ごみに分別されている家電類が、右の表の様に「不燃ガラス」「金物」として収集されるようになり、指定袋か、規定のサイズ以内であれば、ごみ証紙（ごみ処理券）を貼って出せるようになります。
※リサイクル法対象の品目は出せません。
（テレビ・エアコン・冷蔵（冷凍）庫・洗濯機・衣類乾燥機・自動車・自動車部品等）

不燃ガラス	不燃ガラス類	ガラス板、ガラス製品、鏡、びん類（リサイクル以外）など
不燃ガラス	陶器類	陶器、セトモノの食器、花瓶、植木鉢など
不燃ガラス	プラスチック製の家電製品	外側がプラスチックやゴム、皮革等の家電製品類、ラジカセ、掃除機、電気ポット、電気コードなど
不燃ガラス	灰類	豆炭の灰、たき火の灰など（袋に大きく灰と書く）
金物	あきカン類	あきカン、アルミ缶など
金物	金属製品	なべ、やかん、三輪車、自転車、波トタン、窓枠、物干し竿（金属芯）、スキー板など
金物	金属製の家電製品	電子レンジ、ガス給湯器、ストーブ、コタツ（電熱器部分）、ガスレンジなど

※分別の変更に伴い、南部町村では不燃ごみ等の収集日、収集回数も変更になります。実際の収集日は平成22年度のごみ収集予定表でご確認ください。

③ごみの持ち込み先が木曽クリーンセンター（現在の北部クリーンセンター）になります。

南部3町村の皆様のごみの持ち込み先は木曽町の木曽クリーンセンターになります。
南部では持ち込めなかった「不燃ごみ」や「粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのごみ）」も受け入れます。

（10kg当たり）

	持込受入日時	持込手数料（家庭）		（事業）
可燃ごみ	毎週月～金曜日 午前9～12時　午後1～4時30分 （年末年始・祝日は休み）	一般ごみ	40円	100円
		粗大ごみ	120円	300円
不燃ごみ	毎週月・火・木・金曜日 午前9～12時　午後1～4時30分 （水曜日・年末年始・祝日は休み）	一般ごみ	40円	100円
		粗大ごみ	120円	300円

木曽郡内全体で変わること

①分別品目の統一・分別品目の回収日の変更

蛍光管　回収日：リサイクル品の回収日

蛍光管を全ての町村で分別回収します。回収日はリサイクル品（リサイクルガラスびん）の日に統一されます。

乾電池　回収日：不燃ガラスの収集日

乾電池は、不燃ガラスの収集日ごとに回収されます。専用袋などは配付されません。レジ袋等で出してください。

②全町村で新たにプラスチック製容器包装の指定袋が導入、有料化され、分別回収が始まります。

証紙種類	価格（1枚）	字の色
プラスチック製容器包装指定袋	20円	黄色

プラ容器分別回収の詳細は5ページをご覧ください。

☆分別方法・出し方の詳細は、これから配られる「家庭での分別区分と出し方」でご確認ください。

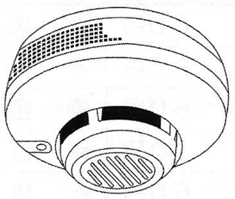

あなたの家を火事から守る 「住宅用火災警報器」の取り付けはお済みですか？

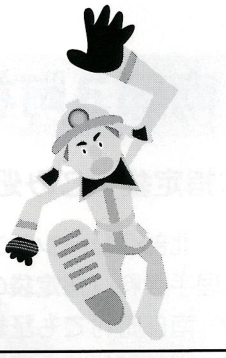

消防法が改正され、平成21年6月2日から「住宅用火災警報器」の取り付けが義務となりました。（木曽広域連合火災予防条例によって定められています。）

● どうして住宅用火災警報器が必要になったのですか？

毎年、火災の死者の約90%が住宅火災で亡くなっています。
そのうちの約70%は、火事に気付くのが遅れて、逃げ遅れたものなのです。
このようなことから、**火災を早く発見することが大切だからです。**

《 住宅用火災警報器によって被害が小さく済んだ例 》

1月の寒い朝、アパートに住む女性が起床して、寝室にある石油ストーブに火をつけて部屋が暖まるまでと思い、ふたたび布団に入った。
隣の男性が“ピーピーピー”という住宅用火災警報器の音に気付き、外へ出ると換気扇から煙が出ていたので、119番通報し、女性を助け出したあと石油ストーブに水をかけ消火した。

自宅の居間で男性がたばこを吸った後、灰皿の吸い殻をゴミ箱に捨てて寝た。しばらくして、2階の階段にある住宅用火災警報器が鳴っているのに気付き、寝室を出てみると、1階から煙が上がってきていた。
同じく音に気付いて起きてきた家族と協力し、水をかけて消火した。

東京消防庁「住宅用火災警報器等の奏功事例」から

お問い合わせは、（ＩＰ電話可）

木曽消防署	22－0119
北分署	36－3119
南分署	57－3119

までお気軽にどうぞ！

●本誌に関するお問い合わせは木曽広域連合まで
〒399-6101　長野県木曽郡木曽町日義4898-37　TEL.0264-23-1050　FAX.0264-23-1052
ホームページ　http://www.kisoji.com/kisokoiki/　E-mail　soumu@kisoji.com
●木曽広域連合構成団体《 木曽町　上松町　南木曽町　木祖村　王滝村　大桑村 》